議 案 第 １ 号

会長の選定について

提案理由

本案は、三浦会長の逝去にともない、定款第１９条第２項に基づき、理事会の決議によって理事の中から新たな会長の選定をお願いするものです。

会長　　１名　　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿理事

任期　　令和３年９月１４日から令和４会計年度にかかる定時評議員会まで

社会福祉法人岩沼市社会福祉協議会定款

（役員の選任）

第１９条　理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

２　会長、副会長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。